

三重大学生物資源学部紀要に関する規程

第1条 三重大学生物資源学部紀要（以下「紀要」という。）は、英名を The Bulletin of the Faculty of Bioresources, Mie University とする。

2 紀要は、本学部教員の学術研究の成果を公表することを目的とし、原則として年1回、年度末に発行する。

3 紀要には、投稿原稿（原著論文及び総説）、並びに生物資源学研究科で審査し本学が授与した学位（博士）の論文要旨及び修士論文の題目を掲載する。

第2条 紀要の編集・発行は編集委員会が行い、編集委員会委員は本学部常置委員会の学術・国際対応委員会委員が兼務する。

2 編集委員会に委員長を置き、学術・国際対応委員会に設置した図書・学術報告分科会の主任をもって充てる。

第3条 紀要の原稿は、次条第2号に定める査読を受けるものとする。

第4条 編集委員会は、次の事項を行う。

- 一 原稿の募集
- 二 複数の査読者（必要に応じて依頼する学外者を含む。）の選定、原稿査読の委嘱、論文等の掲載の可否及び受理日の確認
- 三 編集及び印刷
- 四 紀要の配布及び交換
- 五 その他必要と認める事項

第5条 編集委員会は、年間を通じて原稿を受け付けるものとし、受付時に受領書を交付する。また、編集委員会が掲載を認めた日付をもって受理日とし、その受理日を掲載論文等に明記する。

第6条 紀要に掲載された論文、総説等の著作権は、三重大学生物資源学部に帰属する。

附 則

この規程は、昭和63年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月31日から施行する。